

会 議 記 録				
会 議 の 名 称		総務文教常任委員会		会議場所 第3委員会室 担当職員 山内
日 時	平成26年10月30日(木)		開 議	午前10時00分
			閉 議	午前11時00分
出席委員	吉田 ○中村 並河 田中 山本 石野 堤 木曾			
執行機関出席者		門総務部長、石田総務課長、井上総務課副課長		
事務局		藤村局長、山内次長		
傍聴	可・否	市民 0名	報道関係者 0名	議員 0名

会 議 の 概 要

10:00

1 吉田委員長 あいさつ 開議

2 事務局日程説明

3 案件

○ 公文書管理条例制定の検討について

< 吉田委員長 >

事前に提示している協議内容について、1つずつ説明を願う。

< 総務部長 >

総務課長より説明させるので、よろしくお願いします。

< 総務課長 >

協議内容(1)について、決算審査における書類の不備については、文書取扱い並びに管理の主管課として、周知徹底に至らなかったと感じているが、文書取扱規則等の例規上に問題があったとは考えていない。

< 吉田委員長 >

文書取扱規則に問題があるといっているのではなく、文書取扱規則を残したうえで、条例を規定して、しっかりとされてはどうかと聞いている。

委員の意見はどうか。

< 木曾委員 >

文書の取扱いにあたって、より精度を上げ充実させるためには、条例制定が必要ではないか。

< 総務課長 >

委員長からは、規則は残しその上に条例を作ることであった。そして、条例の骨格案も示していただいているが、同じ趣旨は情報公開条例にも規定されていることから、規定がだぶってくる。今ある規則の上に条例が出来上がるということにはならないし、仮に条例を制定することになれば、関連する全条例、規則を見直すことになる。

< 吉田委員長 >

条例は、文書取扱規則が存在する前提での文書になっているので、情報公開条例

とかぶっているところを廃止するということにはならないと考えるが。

< 総務課長 >

文書取扱規則の上に条例を制定することになると、施行規則としての位置づけに変わるので、法体系を見直す必要が出てくる。

< 吉田委員長 >

条例を作れば、当然、規則の見直しは出てくると思うが、それが嫌なのか。

< 総務課長 >

規則が今あるままで、その上に条例ということにはならない。条例が出来れば規則を、一旦、全部ばらしてもう一度組立なければならないし、他の規則等にどう影響するのか点検もしなければならない。

< 吉田委員長 >

今の点は、協議内容（４）にも同じ内容があるので、またその時に話をさせていただく。

他に意見がなければ、次に、協議内容（２）について説明を願う。

< 総務課長 >

参考にされている大阪市の公文書管理条例における委員会は、特定歴史文書の評価等を所管事務とされ、憲法学者、歴史学者等が委員をされている専門性の高い委員会となっている。

今回の条例案では、文書分類基準表、及び文書取扱規則の改廃における諮問と、年１回の公文書作成及びその管理についての調査を、委員会の所管事務とされているが、このような内部事務を外部の有識者から助言をもらえるのか疑問がある。職員であっても、自分の所管外の文書の重要性を判断するのは難しい。本市の行政事務全般に精通した委員の選出は非常に困難と思われるが、今後、検討していきたい。

< 総務部長 >

公文書については、現時点での判断で保存年限を定めているが、廃棄の時点で歴史的に価値のある文書として保存するよう見直すことが必要になる場合が生じるかもしれない。その時の判断を第三者に委ねて客観性を担保することも必要かと思うが、今すぐ出来る、出来ないは別の議論である。

< 木曾委員 >

亀岡市は昭和３０年に合併したが、小中学校の統廃合も含めていろいろな協議を行ってきた。それらの関連文書が３０年経過した時点で保存が必要かどうかの検証が必要となる。川東地区のスクールバスについては、当時の経過を踏まえて教育委員会が対応している。また、篠町西山地区の土地の関係については、私も関わっているが、３０年以上経過している当時の文書がなかったら、話ができなかったこともある。このように、歴史的な部分も含めて、大事な公文書は残して保管しなければならないし、その際、専門的な知識を持った方の関与も必要になるのではと考えるがどうか。

< 総務部長 >

事務を担当している者は、文書保存の必要性について、においや雰囲気を感じるものである。特に大きな政策や合併協議に関するものは重要であるが、何でもかんでも残すものではない。保存年限が経過した時点で一定の審査は必要であるが、それを民間に求めるのではなしに、行政と歴史的な価値観の判断できる学者等で行っていければという思いは持っている。

< 木曾委員 >

合併等に係る過去の文書は、公文書としてきっちり保存することが大事であり、

歴史的経過を検証してもらえそうな人を、市の中でしっかり配置していただきたい。

< 吉田委員長 >

本来、廃棄せずに残しておかなければならない文書について、全部とまではいえないかもしれないが、最終的に外部の目を入れることが大事であり、また、条例で規定することにより、より一層、職員の意識向上が図られるものとする。

< 田中委員 >

これまで永年保存とされてきた文書について、30年にするとかの保存年限の分類は済んでいるか。

< 総務部長 >

昔は永年文書があったが、今は量的なこともあり、内容を精査して最長30年とし、30年が経過した時点で、さらに保存するのか、廃棄するのかを見直すこととしている。

< 田中委員 >

30年の起点は。

< 総務部長 >

当該年度が終わった翌年度4月1日からが起算となる。

< 田中委員 >

例えば、永年文書で10年間保存していた文書を、30年保存文書に見直す等の作業はされているのか。

< 総務部長 >

文書の量が膨大であるので、保存年限の中間に見直すことはできないが、過去に一度、永年文書について全部見直す中で、一部は廃棄し、残りは30年保存文書としたところである。

< 田中委員 >

その見直した30年保存文書の保存年限が切れるのはいつか。

< 総務部長 >

文書を見直した時点が定かでないが、おそらく、あと約25年で30年の保存年限が来るとされる。なお、その見直し時点より以前の永年文書は、すべて残っている状況である。

< 田中委員 >

毎年多くの文書を点検する必要があるので、審査委員会を立ち上げるのが今後のためにはよいと考える。

< 総務部長 >

今後、地方自治体においても歴史公文書館的な考えが反映された施設が必要になってくるとされる。単に市が保存しているだけでなく、必要な時に必要な人がみられる状態を維持しなければならないと考えるが、物量的にすべての文書を保管するのは難しく、文書を減らしていくことも必要となる。その際、市だけで勝手に廃棄をすることがないよう、外部の目も入れていかなければならないと考えているが、現時点で検討委員会を作って、条例で位置づけるのは難しいと考える。

< 木曾委員 >

条例でしっかり規定して文書事務の取扱いをしていくべきであり、条例化を望む。

< 総務部長 >

文書の取扱いについては、規則、要綱等で細かく定めており、例規体系的にはすべて整備されている。条例だから守る、規則だから守らないという話にはもってい

きたくない。今ある例規体系の中で職員の指導にもあたって、適正な文書管理に努めたい。今後の方向性としては、歴史的な文書取扱いの概念も入れて、改めて例規体系を組み立て直すのが適切であるとする。

< 並河委員 >

規則をみていると文書取扱主任が文書取扱事務をされているようだが、文書の保存・廃棄の判断もされるのか。

< 総務課長 >

文書取扱主任が1人でやっているのではなく、担当課長や係長等のチェックや判断も入る。

< 吉田委員長 >

永年保存文書がまだ残っているということだが、その見直しの考えは。

< 総務部長 >

事務文書については、当該年度終了後の1年間は、管理文書としてそれぞれの所管課の手元に置いて、その後、総務課に保存年限を定めて引き継ぐことになる。それぞれの文書について、保存年限がきた時に保存・廃棄の判断をしている。永年文書については、30年保存文書に切り替える作業をしている。これらの作業は毎年繰り返している。

< 吉田委員長 >

過去の永年保存文書は少しずつチェックされているということだが、そこに外部の目がほしいということなので、よろしくお願いします。

次に、協議事項(3)の説明を願う。

< 総務課長 >

組織において業務上必要なものとして共有しているものは、すべて公文書としている。決裁に添付されている資料も開示資料としている。職員の個人的なメモや参考資料で、組織として共有されていないものは公文書とみなしていない。

< 吉田委員長 >

メモ書きでも職務上で作ったものは公文書とならないのか。

< 総務課長 >

メモ書きであっても、コピーをして課長等に報告すれば公文書となるが、自分で持っているだけであれば公文書にならない。

< 総務部長 >

原則はすべて文書で報告、記録するということなので、メモ等で自分の手持ちだけで持っているということは、本来あってはならない。

< 木曾委員 >

メモ書きが文書化され、公文書として保存されるシステムとなっているという理解でよいか。

< 総務部長 >

メモ書きが公文書であるのか、ないのかという判断ではなく、メモ書きの内容が伺書や報告書として正式に文書化・共有化され、それが公文書となるということである。

< 木曾委員 >

例えば、業者との関係のメモ書きのようなものについては、文書化され係長、課長と上がっていくという認識でよいか。

< 総務部長 >

文書取扱規則等で、そのように指導している。

< 吉田委員長 >

本来、公文書として残すべきものが残っていない事例があった。これを防止するにはどうしたらよいか。

< 総務部長 >

そのことが、そもそもこの話のスタートだと認識している。例規上は整備されており、その中で我々は地方公務員として、法令を遵守し、市民福祉の向上のために業務を全うするのがあたりまえの話である。それが出来なければその原因を追究し、そういったことが起こらないように日々対策を講じ、場合によっては規則、要綱の改正もありうる。作為的にしない職員がいた場合は、職務怠慢として教育指導を行い、研修も受けさせることになる。

< 吉田委員長 >

電磁的記録のデータ自身は情報公開できないのか。

< 総務部長 >

情報公開条例第2条で定義しているが、電磁的記録については、紙に置き換えて閲覧することとなる。電磁的なままでの情報提供の手法については、検討しているので今しばらく待っていただきたい。

< 吉田委員長 >

今すぐということではないが、人間的な能力の許す範囲で頑張ってもらいたい。次に、協議事項(4)について説明を願う。

< 総務課長 >

現在の条例、規則の中で、適正な公文書管理に努めていきたいと考えている。

< 総務部長 >

じゃまくさいということではなしに、物理的な要素も含めて、今すぐに対応できないということは理解していただけたのかなと思う。少しでも前向きに改善すること、条例化の取り組みをしていただいたと思っているが、今後、そのことを念頭におきながら検討を行っていきたい。

< 木曾委員 >

一定の検討期間として、例えば3年間協議して、条例制定にもっていくことについて、内部で調整することは可能か。

< 総務部長 >

3年、1年というのは言えないが、例えば、電磁的記録のデータでの公開等、見直さなければならぬ内容もあるので、規則で足らないのであれば、当然、条例化も視野に入れて取り組んでいきたい。

< 木曾委員 >

条例を制定するのはやぶさかではないが、もう少し時間がかかるという説明でよかったか。

< 総務部長 >

条例を議員提案していただくということもあるが、行政自身で取り組むのが本来であり、少し時間をいただきたい。

< 吉田委員長 >

条例を制定された志木市の例もあるが、亀岡市と同じくらいの規模の市である。

地方都市の方が職員の能力も高いと思うので期待している。3年、5年と期間を区切ってすればできると思うので、正副委員長で総務課と相談させていただければありがたい。

(総務部 退室)

1 0 : 5 3

4 その他

- ・ 次回の日程は、1 1 月 1 3 日 (木) 午前 1 0 時からとする。
- ・ 「御嶽山噴火に係る災害弔慰金等の支給」について、事務局より説明。

1 1 : 0 0 閉議